

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ 概要

1. 都市を取り巻く社会状況

- 少子高齢化と人口減少
- 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり
- 地方の活性化と大都市のグローバル化
- 社会資本の整備と老朽化の進行
- 財政面、人員面の制約の深刻化
- 国民の価値観の多様化

2. 緑とオープンスペースの状況

- 都市公園ストックの一定の蓄積(10万箇所、12万ha)
- 施設の老朽化と計画的かつ適切な維持管理
- 財政制約が深刻化する中での戦略的なストックマネジメント 等

3. 今後の都市の方向性

- 集約型都市構造化、都市と緑・農の共生が実現された都市
- 大規模地震等の災害に対してレジリエントな都市
- グローバルな都市、水や緑あふれ、歴史・文化が薫る美しいまち 等

新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方

緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべき

緑とオープンスペースの多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、**緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮**すべく、その**ポテンシャルを最大限発揮させるための政策**へ移行すべき

【緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像の例】

- 集約型都市構造化が課題となっている都市において、**都市の再構築にあわせた緑とオープンスペースの再構築**により、緑豊かでゆとりある都市生活を実現
- 国際競争力強化が課題となっている都市において、**都市のブランドとなる緑とオープンスペース**が、生物多様性に富んだ美しく風格ある都市を形成
- 地方創生が課題となっている都市において、**地域の資源を活かした個性豊かな緑とオープンスペース**が、個性と活力のある都市づくりを実現
- 地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市において、**地域住民が自律的に運営する緑とオープンスペース**が、やすらぎを実感できる暮らしを実現

新たなステージで重視すべき観点

ストック効果をより高める

民との連携を加速する

都市公園を一層柔軟に使いこなす

パラダイムのシフト

- 整備、面積の拡大を重視
- 都市公園の中だけでの発想

- 行政主体の整備、維持管理

- 硬直的な都市公園の管理
- 維持管理の延長での公園運営

- 使うこと、活かすことを重視
- 都市全体、まちづくり全体の視野での発想

- 市民やNPO等の主体的な活動を支援
- 民間施設との積極的な連携

- 地域との合意に基づく弾力的な運用
- まちづくりの一環としてのマネジメント

新たなステージに向けた重点的な戦略

1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮するための以下の施策を実施し、都市のリノベーションを推進

(1) 緑の基本計画等による戦略的な都市再構築の推進

多様な生物を育み、良好な都市環境を形成する根幹となる緑とオープンスペースを基軸として集約型都市構造化を進める方針など、リノベーション戦略の方針を緑の基本計画で整理し、計画的に推進

(2) 民の広場空間等との連携強化による緑の多価値化

民の広場空間等との連携を強化し、温暖化対策、生物多様性の確保、防災性の向上等、緑の多面的な価値を発揮

(施策例) ・良質な広場空間等の公共的な価値の適正な評価の検討
・広場空間の防災性向上等への公的な支援

(3) 都市公園の配置と機能の再編等による都市の活性化

地域に応じた都市公園の配置と機能の再編等を戦略的に進め、都市を活性化

(施策例) ・都市の活性化、機能向上を目的とした戦略的な都市公園の再編

2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化

都市公園をより柔軟に使いこなすことで、都市の様々な課題の解決にその多機能性を最大限発揮できるよう、以下の施策を実施

(1) 都市経営の視点からの都市公園マネジメントの推進

まちの魅力、価値の向上に向けた都市経営の視点からの都市公園のポテンシャルを発揮するための計画に基づくマネジメントの推進

(施策例) ・都市域全体の都市公園の総合的なマネジメント計画や個別公園毎のマネジメント計画の策定推進

(2) 地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備の推進

子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、施設の設置を促進することで、都市公園を活性化、まちを活性化

(施策例) ・地域ニーズに応じた都市公園に設置できる施設等の拡充

(3) 都市公園の特性に応じた多様な主体による公園運営の推進

地域住民による主体的な公園運営や、民間事業者との連携等による収益の向上と、都市公園の管理の質の向上への収益の充当等を促進

(施策例) ・市民主体の団体や民間事業者による自律的な公園運営を可能とする制度の充実

3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

1. 2. を行政、市民、民間事業者等がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携の体制や仕組み等の充実を図る

(1) 緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築

緑とオープンスペースの利活用の活性化を促進する多様な主体との連携体制の構築

(施策例)
・地域のニーズに応じた利活用ルール等を様々なステークホルダー等と合意しながら決めていく協議会の設置

(2) 新たなステージを支える人材の育成、活用

都市のため、市民のための発想で施策を推進できる人材を育て、サポートする仕組みを設置

(施策例)
・管理運営の質を向上させるための情報交換会等の定期的開催
・民間資格の活用、専門人材の派遣等の検討
・行政と市民をつなぐコーディネーター、ファシリテーターの育成

(3) 都市公園等の品質を確保、評価する仕組み

維持管理の技術的基準の明確化、都市公園の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設

(施策例)
・都市公園や広場空間の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設

公募設置管理制度の特徴

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要**
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・**公募設置等計画の認定の有効期間は20年**
- ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の**許可を与えなければならぬ**
 （設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に**10%の建蔽率上乘せ**

特例 3 占用物件の特例

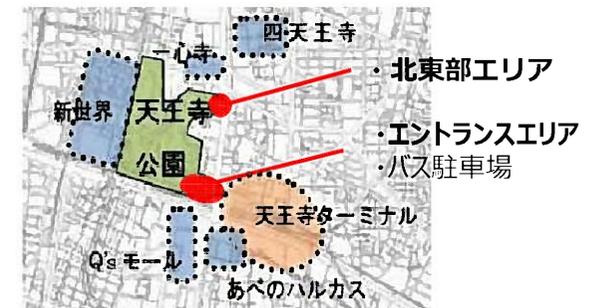
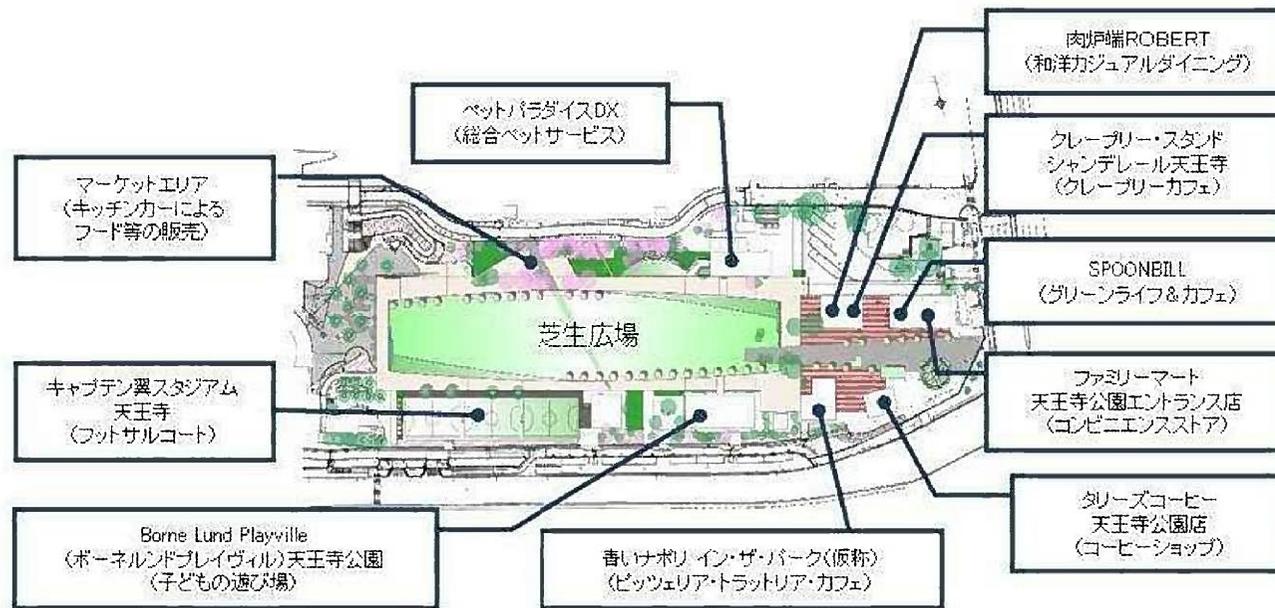
- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、**自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能**

<制度を活用した公園整備イメージ>



- 大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、**エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者**を公募。
- 選定された事業者(近鉄不動産)が、カフェ、レストラン、こどもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場(約7,000㎡)、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約(協定締結)で公園の管理運営を実施している。

天王寺公園エントランス(てんしば) 平面図



レストラン・カフェ等

【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設: 公園・地域の活性化に資する運動施設、便益施設、教養施設(建築面積4,000㎡以下)
- 特定公園施設: 園路、広場(公共負担0を条件)
- 管理: 園路、広場は管理委託により事業者が管理

報道関係各位

2016年10月31日
近鉄不動産株式会社



天王寺公園エントランスエリア「てんしば」
2016年度グッドデザイン賞
金賞（経済産業大臣賞）を受賞

近鉄不動産株式会社（本社：大阪市天王寺区／代表取締役社長：赤坂 秀則）は、大阪市との協定により運営管理を行っている天王寺公園エントランスエリア「てんしば」について、財団法人日本デザイン振興会主催の「2016年度グッドデザイン賞」のベスト100に初めて選出されましたが、さらに「グッドデザイン金賞（経済産業大臣賞）」も受賞しましたのでお知らせ致します。

今回の金賞受賞は近鉄不動産として初めての受賞となります。

今年度の「グッドデザイン賞」はさまざまな業界から近年で最多となる4,085件の製品・サービスが審査され、その中から1,229件が「グッドデザイン賞」に選定されています。

グッドデザイン「金賞」はグッドデザイン賞のうち、総合的に高い評価を獲得した「グッドデザイン・ベスト100」の中から先進性と社会性を兼ね備えた、現在における極めて優れたデザインに贈られる賞で、「てんしば」においては、そのデザインはもちろんのことながら、官民連携のプロジェクトであるということが高く評価されました。（「てんしば」詳細および審査員からの評価コメントは別紙のとおり）

「てんしば」はリニューアルオープンから2016年10月1日で1周年を迎え、来園者総数も420万人とリニューアル前に比べ約3.5倍に増え、天王寺・あべのエリアに賑わいをもたらし、活況を呈しております。

当社は、今回の受賞を糧に「てんしば」をより市民の皆様が親しまれる公園となるよう、運営して参ります。



【天王寺公園エントランスエリア「てんしば」】



【公園との親和性を考慮した木造・低層の店舗】

本資料は、大阪建設記者クラブ、南大阪記者クラブ、近畿電鉄記者クラブ、青灯クラブ、国土交通記者会、国土交通専門紙記者会、名古屋経済記者クラブに配布させていただいております。

＜本件に関するお問合せ先＞

近鉄不動産株式会社 企画室（広報）

TEL：06-6776-3057

近鉄不動産ホームページ：<http://www.kintetsu-re.co.jp/>

天王寺公園エントランスエリア「てんしば」ホームページ：<http://www.tennoji-park.jp/>

2017年3月15日(水)、16日(木)、3月18日(土)、19日(日) 来園者聞き取り調査 (N=414)

リピーター増加中！ファミリー層を中心としたPRに最適！！

広大な芝生広場と子供向け施設で、地元のお子様連れファミリー層に大人気！

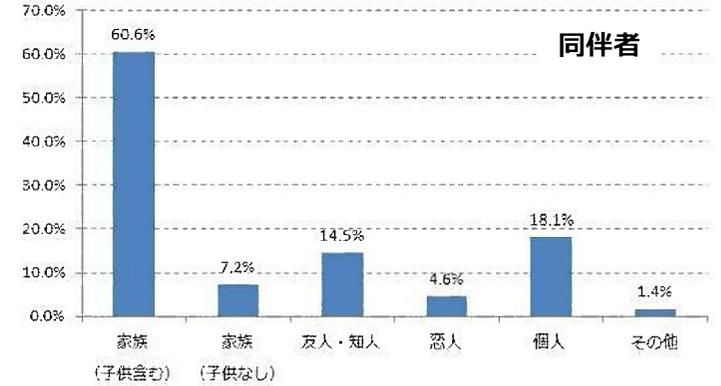
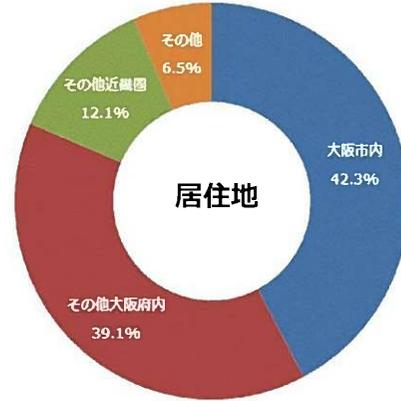
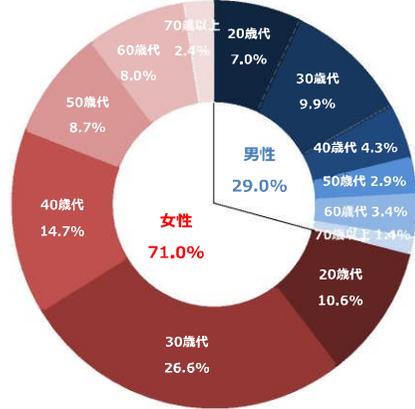
「てんしば」を利用される方の多くは、大阪市内に暮らすファミリー層。

また、大阪府下の各市からもお子様と気持ちよく遊べる「てんしば」に来園されます。

広大な芝生広場が少ない都心部にあって近くには住宅も多く、また駅からの利便性も高いことから、お子様連れで過ごしやすいエリアとして利用されています。

ファミリーや主婦向けの商品を中心に、大勢で楽しめる商品などの広告展開の場として最適です。

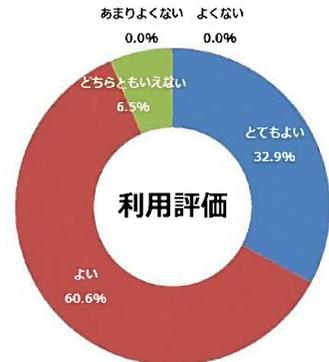
友人・主婦間の口コミ効果も期待できる！



来て観て実感、高い利用評価でリピーターに

「てんしば」来園者の利用評価は非常に高く、「とてもよい」「よい」で計93.5%。逆に「あまりよくない」「よくない」といった評価はゼロ。

女性20歳代・30歳代の評価は特に高く、複数回訪れるリピーターが多い要因となっています。



		サンプル数	とてもよい	よい	どちらともいえない	あまりよくない	よくない	よい計
全体		414	32.9	60.6	6.5	-	-	93.5
利用日区分別	平日	206	28.6	63.6	7.8	-	-	92.2
	休日	208	37.0	57.7	5.3	-	-	94.7
性×年代別	男性	120	35.0	61.7	3.3	-	-	96.7
	20~30代	70	37.1	58.6	4.3	-	-	95.7
	40~50代	30	40.0	56.7	3.3	-	-	96.7
	60代以上	20	20.0	80.0	-	-	-	100.0
	女性	294	32.0	60.2	7.8	-	-	92.2
	20代	44	40.9	58.8	2.3	-	-	97.7
30代	110	42.7	52.7	4.5	-	-	95.5	
40代	61	18.0	72.1	9.8	-	-	90.2	
50代	38	19.4	69.4	11.1	-	-	88.9	
60代以上	43	25.6	58.1	16.3	-	-	83.7	

イメージの良さと優れたアクセスが高評価

施設内や設備の清掃やサービスなどのホスピタリティの評価が高く、デザインや雰囲気の良いエリア。

近鉄・大阪地下鉄・JRの各駅から近く、また、動物園や商業施設などの周辺施設からのアクセス性も評価されています。

観光バスの発着施設も併設され、海外からの利用者も見受けられます。

項目	とてもよい	よい	どちらともいえない	ややよくない	よくない	評価数	非評価数
(2) 施設内の清掃状況 (n=414)	28.1	67.1	6.5	0.2	0.0	93.2	6.8
(13) 駅・近隣施設からのアクセス (n=414)	41.3	48.8	6.0	3.9	0.0	90.1	9.9
(8) 施設・店舗の雰囲気・デザイン・照明 (n=354)	22.0	64.7	11.3	17.0	3.0	86.7	13.3
(9) トイレの設備や清掃状況 (n=224)	28.8	57.1	12.5	3.1	0.4	83.9	16.1
(7) 施設・店舗スタッフの対応 (n=317)	18.0	55.5	22.7	2.8	0.9	73.5	26.5
(10) 案内表示 (n=414)	15.8	55.3	21.0	5.8	1.5	71.1	28.9
(3) 飲食施設の充実度 (n=351)	16.7	50.7	23.1	10.0	0.6	66.4	33.6
(1) 芝生の手入れ (n=414)	10.8	54.3	20.3	11.1	3.4	65.2	34.8
(11) 園内マップの情報量・わかりやすさ (n=208)	13.3	51.8	27.8	6.8	0.3	65.0	35.0
(12) ホームページの情報量・わかりやすさ (n=190)	13.3	46.7	29.4	8.9	1.7	60.0	40.0
(5) アミューズメント・サービスの充実度 (n=274)	14.6	44.9	28.0	11.0	0.4	59.4	40.6
(6) イベント(てんしば祭)の楽しさ (n=190)	13.2	42.6	30.8	7.4	0.0	55.8	44.2
(4) ショッピング施設の充実度 (n=206)	8.5	34.6	35.9	19.3	1.0	43.1	56.9

項目別利用評価

12 活力ある緑のまちづくりプロジェクト

大規模公園等や都市拠点において、地元町会、活動団体、地域の企業、教育機関、商店会及び観光協会等の連携により緑を活かしたまちづくりの取組を推進します。また、民間活力の導入による緑とオープンスペースの整備・管理運営などの取組により、まちの賑わいを創出し、都市の魅力と活力の向上を図ります。

●プロジェクトの必要性

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、社会資本が一定程度整備された状況下においては、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために引き出すことが重要です。このような認識のもと緑の付加価値を高め、国際競争力の高い美しく風格ある都市や、個性を活かした活力ある都市の形成を進めていく必要があります。したがって、多機能性を発揮することで都市のイメージを向上させ、その価値を高めていくことのできる大規模公園等の緑や、多くの人が行き交い都市の顔として個性あふれる魅力を最大限に発揮できる都市拠点の緑については、多様な主体の参画と柔軟な連携による、都市活動全体を視野に入れた戦略的な緑とオープンスペースの確保と活用を進めていくことが必要です。

本プロジェクトでは、多様な主体との連携を加速し、効率的・効果的に都市機能を高めていくための都市マネジメントを実践していきます。このマネジメントにおいては、緑を守り、育て、活用するために、公園利用者、地域団体その他緑を取り巻くさまざまな主体が連携する仕組み作りや、民有の広場空間等との連携強化を進めることによる総合的な緑の水のネットワーク化の促進、さらには「民」の実力・知見を最大限発揮し、質の高い広場空間を創出するための管理運営と活用手法の充実など、緑の価値・まちの価値を高める取組について検討を進めていきます。



図 3-24 多様な主体が緑を活用し賑わいを生むイメージ

〔公園等への民間活力導入に向けた方針〕

今後の公園等への民間活力導入に向けた具体的な取組は、次の方針に基づき進めていくこととします。

- ◎公園利用者に質の高い広場空間を提供するために、オープンスペースを有効活用し、賑わいを創出する。
- ◎公園の魅力を高めることで個性と活力のあるまちづくりを実現する。
- ◎民間のノウハウを活かすことで更なる効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指す。

●取組の方向性

- ・更なる民間活力の導入を進め、改正都市公園法の規制緩和となる公募設置管理制度の手法により、民間企業が公共還元型の便益施設（カフェ、レストラン等）を設置することで、公園の賑わい創出や魅力向上を促進するとともに、オープンスペースを活性化させる多様な取組や、効率的・効果的な維持管理につながる資産の有効活用を推進します。
- ・民間活力の導入による多機能性ある公園整備・管理運営の実現により、大規模公園等を地域特性に応じた新たな価値や、地域活性化に寄与する利益を創り出す拠点（プロフィットセンター）へと転換し、公園の管理に携わる市民、行政のみならず、地域社会やスポーツ産業等、まちの発展に関わる主体と協働して持続可能なエリアマネジメントを推進します。
- ・多様な主体が公園を活用し、公園が有する防災、レクリエーション及び環境保全等の機能と魅力高めながら賑わいを創出していくため、公園の活用や管理運営を行う市民に身近なプラットフォームの形成を促進します。
- ・都市拠点において、公園・河川などの緑の公共空間と民有の広場空間の回遊性の確保等を進めることにより、空間の価値を高め、多くの人が集う活力のある都市を形成します。



民間企業との連携
(川崎国際生田緑地ゴルフ場レストラン)



地域連携によるまちの賑わい創出
(こすぎコアパーク)



民有地・公有地の緑の一体的整備
(小杉地区)

＜実施施策＞

- 33 大規模公園緑地等における緑を核としたまちづくりの推進
- 34 市街地における緑とオープンスペースの確保と活用
- 35 公園の柔軟な運営による魅力の向上



令和元年7月1日

報道発表資料

川崎市が「SDG s 未来都市」に選定されました！

- 本市では、この2月に川崎市持続可能な開発目標（SDG s）推進方針を策定し、全庁一丸となって取組を進めてきましたが、SDG s 推進に関する川崎市の高いポテンシャルと達成に向けた提案が評価され、「SDG s 未来都市」に選定されました。
- SDG s の達成に向けて、市民、企業、団体等の多様なステークホルダーと連携・協働し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」をめざした取組を推進します。

1 「SDG s 未来都市」選定証授与式

本日、福田市長が総理大臣官邸で行われた「SDG s 未来都市」選定証授与式に出席し、安倍内閣総理大臣から選定証が授与されました。

2 SDG s 未来都市について

SDG s の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として選定されるもの。（今年度新たに31都市（累計60都市）、県内では、本市と小田原市が選定）

今後は、SDG s 未来都市として、自治体SDG s 推進関係省庁タスクフォースによる省庁横断的な支援を受けながら取組を推進するとともに、今後、本市のSDG s 推進の取組は、持続可能なまちづくりに寄与する優良事例として、国を通じて国内外に発信されます。

3 添付資料

川崎市長コメント

(問合せ先)

川崎市総務企画局企画調整課 中岡

電話 044-200-2164

川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針【概要版】

資料 1

第1章 策定の背景と目的（趣旨）

1 策定の背景

（1）国連における取組

- 平成27（2015）年9月に国連において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための2030アジェンダ（「2030アジェンダ」）が採択された。
- 2030アジェンダは、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、この中に持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられた。



■ SDGs 17のゴール（ロゴ）

出典：国際連合広報センターWEBサイトより

（2）国における取組

・SDGs推進本部の設置

2030アジェンダの採択を受けて、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を、平成28（2016）年5月に内閣に設置。

・実施指針の策定

持続可能な経済・社会づくりに向け、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員していくことを可能とするために、国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を平成28（2016）年12月に策定。

⇒ 実施指針におけるビジョン：「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」

- 国の実施指針において、地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたりSDGsの要素を最大限反映するとともに、SDGs達成に向けた取組を促進することを求めている。

（3）本市のSDGsに関連するこれまでの取組

・川崎市総合計画第2期実施計画への位置づけ

第2期実施計画において、計画の推進に向けた取組の考え方に、「持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた施策・事務事業の推進」を掲げ、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら、各施策・事務事業を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、SDGs達成に向けた取組の推進を担うと位置付けた。

・分野別計画等への反映

分野別計画等（川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版、川崎市国際施策推進プラン第2期実行プログラム、川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画、かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン等）において、SDGsを踏まえた策定・改定を行い、取組を進めている。

2 策定の目的（趣旨）

- 本市の将来にわたる持続的な発展を図る上では、本市自らが積極的にSDGs達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、SDGsの推進に関する基本的な方針を定める。

第2章 SDGsの推進に向けた基本的な考え方

1 方針策定の考え方

- SDGsが総合計画の基本構想に掲げるめざすべき都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」と同様の方向性であることから、総合計画を推進することを基本に、本市としてSDGsの達成に寄与する取組を進める上での考え方を取りまとめる。
- 総合計画と連動させた内容で構成する。

2 SDGsの推進に向けた姿勢

- 国の実施指針においては、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」とされている。
- 本市においても、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら総合計画の各施策・事務事業を実施することで、全庁をあげてSDGs達成に寄与する取組を推進する。
- 各施策・事務事業を進めるにあたっては、職員一人ひとりがSDGsの趣旨を十分に理解した上で、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなどを強く意識した取組を進めるとともに、各施策・事務事業の連携や市民、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図ることにより、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進する。

3 方針の期間

- SDGsが2030年を目指した目標であることから、取組期間を平成42（2030）年までとする。なお、総合計画と連動した内容で構成していることから、第3期実施計画の策定に合わせ、見直しを検討する。

4 基本目標と基本的な方向

(1) 基本目標

- ・ 1 の考え方を踏まえ、本方針の基本目標や基本的な方向については、総合計画の理念や基本目標、基本計画等を踏まえて位置づける。
- ・ 具体的には、総合計画の基本構想とその実現に向けたまちづくりの基本目標を踏まえ、次のとおり定める。

【本方針の基本目標】

1. 安心のふるさとづくり
2. 力強い産業都市づくり

(2) 基本的な方向

- ・ 総合計画では、基本計画において23の政策及びその方向性を定めている。基本計画は、中期の具体的な取組を定める実施計画の方向性を示すものであることから、本市がSDG s 達成に寄与する取組を推進する上での基本的な方向を、総合計画の基本計画に定める23の政策とする。

第3章 川崎市総合計画とSDG sとの対応

- ・ SDG sを的確にとらえた取組を着実に進めるために、総合計画とSDG sの対応を明らかにする。総合計画の23の政策、及び、73の施策と、SDG sの17のゴール等との対応を示す。

■総合計画第2期実施計画の施策とSDG sのゴール等との対応（例）

政策1-1 災害から生命を守る

施策名	方向性	SDG sとの対応		
		ゴール	ターゲット	関連する事務事業
1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフト両面からの防災・減災対策の推進 ●地域防災力の更なる強化を目的とした、市民への効果的な啓発や実践的な防災訓練の充実など、災害時に実効性のある取組の推進 ●全職員一丸となった防災対策を推進するための、職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組の推進 ●市民の防災意識を高め、「備えていない人が備えていく」ための環境づくりと、「防災から始まる、力強いまち」の実現に向けた危機管理体制の充実 	    	1.5 9.1 11.5 11.7 11.b 13.1 17.17	・防災対策管理運営事業 ・地域防災推進事業 ・防災施設整備事業 ・公園防災機能向上事業 ・本庁舎等建替事業 ・港湾施設改修(防災・減災) ・海岸保全施設維持整備事業 ・水防業務

第2期実施計画における施策の方向性を記載	施策と対応するSDG sのゴール及びターゲットを記載	第2期実施計画の事務事業のうち、左記のゴールやターゲットに関連する事務事業を記載
----------------------	----------------------------	--

第4章 推進方策

1 推進体制

- ・ SDG sに関する取組については、総合計画に基づく各施策・事務事業等を通じて推進するため、市長を本部長とし、全局（室）区長で構成される総合計画策定推進本部会議を活用し、全庁的に取組を進める。
- ・ 関連する施策等を総合的かつ効果的に推進するために、関係部署相互が緊密な連携を図り、取組を進める。

2 取組の推進を図るための方策

(1) 各種計画等への反映

- ・ 各種計画等の策定及び改定にあたっては、SDG sの要素を的確に反映し、17のゴールとの対応の整理等を行うとともに、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進する。

(2) 国の取組との連動

- ・ 経済・社会・環境の三側面における新しい価値の創出を通じた持続可能な開発の実現を目指す上では、各施策・事務事業を進める中で、経済・社会・環境のそれぞれの分野の課題解決につなげるのみならず、各分野における双方向のより高い相乗効果を創出する効果的かつ統合的な取組を、国の事業等を活用しながら進める。

(3) 多様な主体との連携

- ・ 各施策・事務事業を進めるにあたっては、多様な主体（ステークホルダー）と連携して取組を進める。
- ・ 民間事業者とのパートナーシップに基づく市民満足度の高い行政サービスの提供に向けたたくみを構築する上でも、SDG sを踏まえた連携を図る。

(4) 職員への理解浸透と市民、企業、団体等への普及啓発

- ・ 市民、企業、団体等がSDG sに対する主体的な行動に取り組むためには、市が率先してSDG sに関連した取組を進める必要があることから、職員に対して研修等を実施し、SDG sの理解を深める。
- ・ SDG sとの関連性が高い事業やイベント等の実施にあたり、SDG sに関する情報発信を積極的に行うなど、あらゆる機会を通じてSDG sの理念の共有や理解への向上に向けた情報発信・普及啓発に取り組む。

3 進行政管理

- ・ 本方針の取組については、総合計画に基づく各施策・事務事業を通じて行うため、進行政管理は総合計画における進行政管理と一体的に行う。

方針策定のスケジュール

- ・ 平成30（2018）年11月 パブリックコメントの実施
11月16日～12月26日（41日間）
- ・ 平成31（2019）年2月 方針の策定

等々力緑地再編整備実施計画に係る川崎市持続可能な開発目標（SDGs）との関係について

1 等々力緑地再編整備実施計画の市の総合計画上の直接の位置づけとSDGsとの対応

現在、等々力緑地の再編整備事業は、市の総合計画において、3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備として位置付けられており、SDGsとは、次のとおり対応している。

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

3-3-2 「魅力ある公園緑地等の整備」

方向性	SDGs への対応	
	ゴール	ターゲット
<ul style="list-style-type: none"> ●公園や地域の特色を活かしたテーマ性のある公園緑地づくりの推進 ●周辺のまちづくりと連携した大規模公園緑地の整備推進 ●予防保全型の維持管理など公園施設の適切な維持管理の推進 	  	11.7 15.4 17.17

2 関係する取組について

今回、等々力緑地再編整備の推進に向けた今後の取組方針において、検討を進めるにあたっては、次の市の総合計画と関連するとともに、SDGsとも次のとおり対応すると考えている。

政策1-1 災害から生命を守る

1-1-1 「災害・危機事象に備える対策の推進」

方向性	SDGs への対応	
	ゴール	ターゲット
<ul style="list-style-type: none"> ●「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフト両面からの防災・減災対策の推進 	    	1.5 9.1 11.5 11.7 11.b 13.1 17.17

政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる

1-2-3 「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」

方向性	SDGs との対応	
	ゴール	ターゲット
●ソフト・ハード両面からのバリアフリーの取組の推進		11.2 11.7

政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

1-4-3 「高齢者が生きがいを持てる地域づくり」

方向性	SDGs との対応	
	ゴール	ターゲット
●子どもから高齢者までの多世代による日常的な交流を促進し、あらゆる世代の多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくりに向けた取組の実施	  	4.7 10.4 11.7

1-4-5 「障害者の自立支援社会参加の促進」

方向性	SDGs との対応	
	ゴール	ターゲット
●多様な主体が連携して、さまざまなイベントや場面などをとらえた共生社会に向けた取組の推進	   	8.5 10.2 10.3 10.4 11.7 17.17

1-4-7 「生き生きと暮らすための健康づくり」

方向性	SDGs との対応	
	ゴール	ターゲット
●地域団体・企業等の多様な主体と連携しながら、介護予防の取組と一体となった、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりの推進	 	3.4 3.5 3.a 10.4

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

2-1-3 「子どものすこやかな成長の促進」

方向性	SDGs との対応	
	ゴール	ターゲット
●児童数の増加に対応した、小学生が放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりの推進	  	1.2 3.1 3.2 3.7 3.8 11.7

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

3-1-1 「地球環境の保全に向けた取組の推進」

方向性	SDGs との対応	
	ゴール	ターゲット
●環境と経済の視点に加え、防災対策など多様な課題の解決にも貢献する視点を重視した取組の推進	    	7.2 7.3 11.6 11.7 12.7 12.8 13.1 17.17

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

3-3-1 「協働の取組による緑の創出と育成」

方向性	SDGs との対応	
	ゴール	ターゲット
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者との協働による緑豊かなまちづくりに向けた取組の推進 ● 身近な公園のルールづくりなど、地域が主体となる公園緑地づくりの推進 ● 民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組の推進 	   	6.6
		11.7
		12.8
		15.1
		15.2
		15.3
		15.4
		15.5
		15.6
		17.17

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

4-8-1 「スポーツのまちづくりの推進」

方向性	SDGs との対応	
	ゴール	ターゲット
<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが身近な地域でスポーツを楽しめる環境づくり ● スポーツをはじめとするさまざまな活動を通じて、誰もが、自分らしく暮らし自己実現をめざせる地域づくりに向けた「かわさきパラムーブメント」の推進 ● 英国オリンピック・パラリンピック代表チームの事前キャンプ受入れに向けたおもてなし機運の醸成と交流事業の実施 	  	10.2
		11.7
		17.17

4-8-2 「市民の文化芸術活動の振興」

方向性	SDGs との対応	
	ゴール	ターゲット
<p>●東京 2020 オリンピック・パラリンピックや市政 100 周年を見据えた、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進</p> <p>●文化芸術の市民生活への更なる浸透に向け、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりの推進</p>	  	<p>4.7</p> <p>11.4</p> <p>11.7</p> <p>17.17</p>

* SDGs の 169 のターゲットの詳細については、川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針【参考資料 2】P51～P60 参照

3 SDGs ゴールに関して

本再編整備事業の見直しにあたって、SDGs に掲げる 17 のゴールのうち、12 のゴールに関連すると考えられるため、今後計画の策定にあたって関係性を整理してまいります。





スポーツ庁

スタジアム・アリーナ改革について ～これまでの検討状況と今後の関係府省連携の方向性～

令和元年11月

スポーツ庁

日本経済再生本部「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)

I. Society5.0の実現

II. 全世代型社会保障 への改革

III. 人口減少下での 地方施策の強化

8.観光・スポーツ・文化芸術(スポーツ部分)

<KPI>

- ✓ スポーツ市場規模(2015年:5.5兆円)を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す
- ✓ 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに新たに20拠点を実現する

新たに講ずべき具体的施策 ii) スポーツ産業の未来開拓

① スポーツの成長産業化の基盤形成

- ✓ 中央競技団体等のガバナンス確保と収益力向上を両輪とする経営改革
- ✓ スポーツ経営人材の育成・活用(スポーツビジネスに関するカリキュラム開発、外部人材の流入促進)
- ✓ スポーツオープンイノベーションプラットフォームの構築による他産業との融合による新事業創出
- ✓ 「アウトドアスポーツ」と「武道」の重点テーマを中心としたスポーツツーリズムの推進

② スポーツを核とした地域活性化

- ✓ スタジアム・アリーナ改革の推進(個別支援、経済的効果・社会的効果の評価手法の開発)
- ✓ スポーツ施設の利用の多様化・高度化による収益性向上等
- ✓ スポーツ実施率向上(医療機関等との連携、公的スポーツ施設の有効活用等の中長期施策の実施)
- ✓ UNIVAS及び大学の活動支援による大学スポーツの成長産業化、地域振興等

まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

V.各分野の施策の推進

4.時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する (9) スポーツ健康まちづくり

<概要>

- ✓ 地域には豊富なスポーツ資源が存在しており、多様な主体の協働により地域ににぎわいをもたらす事例がある一方、必ずしもその潜在的な価値を活用できていない例もある
- ✓ スポーツ資源を活用したまちづくりの取組をさらに推進することが重要

具体的取組

① スポーツ資源を活用した地域経済の活性化

- ✓ 「地域スポーツコミッション」等が行う活動の一層の推進
- ✓ 「アウトドアスポーツ」や「武道」に重点を置いたスポーツツーリズムの推進
- ✓ スタジアム・アリーナ等を核とするまちづくりや地域経済活性化
- ✓ スポーツ資源情報のオープンデータ化・一元化による利便性・効率性の向上、新たなビジネス創出
- ✓ プロスポーツチーム等を核とする地域版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の構築
- ✓ スポーツ資源の有効活用が地域にもたらす経済的・社会的効果の見える化
- ✓ 大学スポーツ資源を活用した先進的なモデルの形成
- ✓ 地域のスポーツ団体における経営人材や専門人材の採用・定着支援、スポーツ経営人材の育成

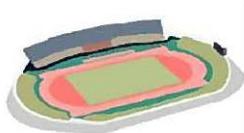
② スポーツを通じた健康増進の推進

- ✓ 生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進
- ✓ 身近な場所で気軽にスポーツができる環境の整備

スタジアム・アリーナ改革とは

- スタジアム・アリーナ改革は、スポーツの成長産業化の大きな柱
- これまでのスポーツ施設に対する固定観念・前例主義等に関するマインドチェンジ
- スタジアム・アリーナを核とした地域経済の持続的成長等、官民による新しい公益の発現を目指す
- スポーツを核とした周辺のエリアマネジメントを含む、複合的な機能を組み合わせた交流施設を目指す

現状



単機能型
行政主導
郊外立地
低収益性

→
→
→
→

目指す姿

多機能型
民間活力導入
街なか立地
収益性改善



「スマート・ベニュー®」
(株) 日本政策投資銀行

スタジアム・アリーナの定義

- 数千人から数万人の観客を収容する集客施設
- スポーツを観ることを主な目的とした施設

コストセンターからプロフィットセンターへ

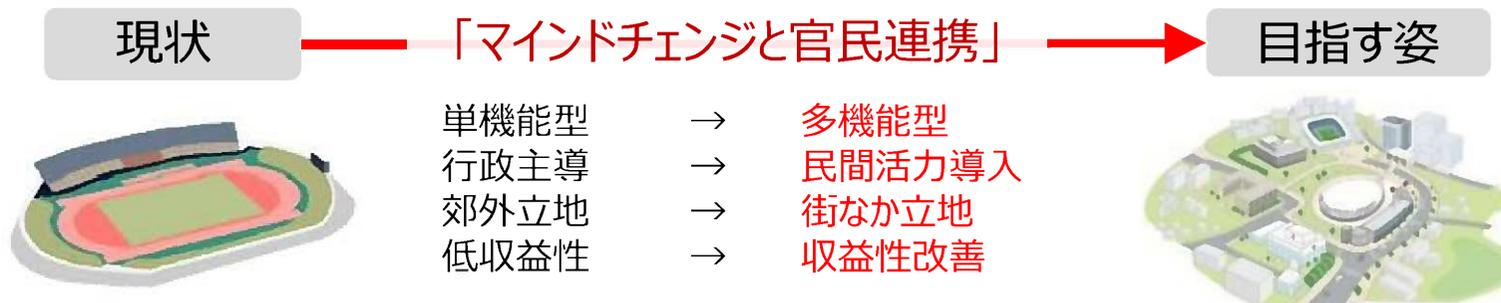
- 地域住民がスポーツをする施設とスタジアム・アリーナを区別。観客の利便性やチームの営業活動を重視。
- 施設の収益性の向上による公的負担の軽減
- にぎわいの創出や持続可能なまちづくりの実現等、投資以上の効果を地域にもたらすことがプロフィットセンター
- 事業方式や資金調達の検討を通じ、施設・サービスの充実・向上

スタジアム・アリーナ改革による地域への効果

- 地域のシンボル
 - ・民間ノウハウの活用と収益性の確保
 - ・サステナブルな施設として長期的に存続
- 新たな産業集積の創出
 - ・周辺産業への波及を含む経済効果、雇用創出
 - ・スポーツチームがあればより継続的に
- 地域への波及効果を活用したまちづくり
 - ・まちの賑わいの創出
 - ・地域住民のスポーツ機会の増加
 - ・社会貢献活動や啓発等の社会問題の解決
- 地域の持続的成長
 - ・地域のアイデンティティの醸成
 - ・地域の不動産価値の向上

スタジアム・アリーナ改革の検討に係る指針等の整理

<目指す姿>



「スマート・ベニュー®」
(株) 日本政策投資銀行

①スタジアム・アリーナ改革指針

- 「観るスポーツ」のためのスタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設。
- スタジアム・アリーナ改革を実現するために重要な「4つの項目、14の要件」。

<プロセス>



②スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイド

③スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドライン

④スタジアム・アリーナ効果検証モデル報告書

- スタジアム・アリーナを整備することを目的化するのではなく、運営・管理・効果を想定した構想・計画・整備を行う。
- 特に、構想・計画に、コンテンツホルダーや運営・管理官の専門家等の意見を反映させることが重要。

スタジアム・アリーナ改革指針で示した 改革のための4つの項目、14の要件

1. 集客力を高めまちづくりを支える 持続可能な経営資源としての要件

スタジアム・アリーナ経営を持続的に成長させていくためには、顧客経験価値の向上、多様な利用シーンの実現、収益モデルの確立とプロフィットセンターへの変革、地域の実情にあわせた複合化などが必要である。

- 要件1. 顧客経験価値の向上
- 要件2. 多様な利用シーンの実現
- 要件3. 収益モデルの確立とプロフィットセンターへの変革
- 要件4. まちづくりの中核となるスタジアム・アリーナ

3. 収益・財務に関する要件

効率的かつ効果的なスタジアム・アリーナの整備・管理を進めるためには、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用していくことが重要であり、PPP/PFI手法等の中から、地域や施設の実情に応じた適切な手法を用いるべきである。

- 要件10. 民間活力を活用した事業方式
- 要件11. 多様な資金調達方式

2. プロジェクト上流段階において 検討されるべき事項に関する要件

スタジアム・アリーナ経営を効果的に進めていくためには、プロジェクトの上流段階において、ステークホルダーの確認と検討体制の整備、顧客の把握と情報提供、収益性等の検証、コンプライアンスとリスク管理等を考慮する必要がある。

- 要件5. ステークホルダーの確認と検討体制の整備
- 要件6. 管理（運営、維持、修繕等）の検討
- 要件7. 顧客の把握と情報提供
- 要件8. 収益性の検証と設計等への反映
- 要件9. スタジアム・アリーナ整備等に関するコンプライアンスリスクと管理

4. 事業推進・運営に関する要件

事業推進・運営にあたっては、目標設定、IT・データ活用やスタジアム・アリーナ経営人材の活用などが重要である。

- 要件12. 目標設定、評価、フィードバック
- 要件13. スタジアム・アリーナ運営におけるIT・データの活用
- 要件14. スタジアム・アリーナ経営人材

関連府省と連携した政府一体の取組

地域交流拠点の創出 (スタジアム・アリーナ改革)

- スポーツだけでなく、音楽イベントや健康づくりなど、賑わいやコミュニティ創出の拠点とするため、**地域のニーズに応じた専門家の派遣**などにより、施設整備に向けた計画策定等を支援

まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- スポーツによる地域活性化に関する意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材、財政の3つの側面から支援 (**地方創生版・三本の矢**)

【内閣府等と連携】

スポーツチーム・企業が地域の発展に貢献

非日常空間と日常空間の融合



公園における民間参入を促進

地域関係者と一体でまちづくり事業等に取り組むことで、**大きな波及効果を実現**

施設の効率的整備・運営に向けた民間活力の導入促進

- スタジアム・アリーナの効率的な整備や収益力のある運営のため、**コンセッションをはじめとしたPPP/PFIの活用**、**都市公園法の改正による制度の活用**等、民間活力の導入について地方公共団体の取組を支援

【国交省等と連携】

地域経済を牽引する地域ぐるみ事業の集中的支援

- **地域未来投資促進法の活用により**、地域の特性を生かして高い付加価値をもたらす地域経済を牽引する事業を集中支援

【経産省等と連携】